

酒田市いじめ防止基本方針

平成27年3月
(平成30年3月 改定)

酒田市

目 次

◇ はじめに	1
I いじめ問題に対する基本的な考え方	
1 目的	2
2 いじめの定義等	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめについての認識	
3 関係者の責務や役割	4
(1) 酒田市、酒田市教育委員会の責務	
(2) 学校及び学校の教職員の責務	
(3) 保護者の責務	
(4) 市民（地域住民）の役割	
II いじめの防止等のための対策の内容	
1 いじめ防止等の対策のための組織の設置	6
(1) 酒田市いじめ問題対策連絡協議会	
(2) 酒田市いじめ問題対応委員会	
(3) 酒田市いじめ重大事態再調査委員会	
(4) 学校に置く「学校いじめ対策組織」	
2 いじめ防止のための具体的な取組	8
(1) いじめの防止のための教職員の資質・能力の向上	
(2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成	
(3) 児童生徒の主体的な活動の推進	
(4) 学校、家庭、地域、関係機関との連携	
(5) 学校とPTAが連携したネットトラブルに対する取組の推進	
(6) 教育的諸課題から配慮が必要な児童生徒への対応	
(7) 学校における取組状況の点検（定期・随時）と評価	
3 いじめの早期発見のための取組	12
(1) 教育相談体制の充実	
(2) いじめ発見のための定期的な調査	
(3) 地域や家庭との連携促進	
(4) 相談窓口の周知	
4 いじめへの対応	13
(1) 学校への指導・助言	
(2) 県教育委員会、警察等関係機関との連携・相談	
5 重大事態への対応	
(1) 重大事態の意味	
(2) 教育委員会又は学校による調査	
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	

はじめに

本市では『いのち』を大切にし、健やかな体と心をもつ人をはぐくむ」ことを教育目標の第一に掲げている。次代を担う子どもたちは、かけがえのない存在である。その子どもたちに人として豊かにたくましく生きる力を身に付けさせることは、私たち大人の責務であり、子どもたち一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが市民の願いである。そのために、社会全体で子どもたちに自他の「生命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教え育てていく「いのちの教育」を、大切に進めていく必要がある。

いじめは、子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

この酒田市いじめ防止基本方針は、子どもたちの尊厳を保持する目的のもと、市・学校・地域住民・家庭・その他の関係者が連携し、いじめの問題の解決に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行、以下「法」という。）第12条第1項の規定及び国のいじめ防止等のための基本的方針（平成25年10月11日策定、平成29年3月14日最終改定、以下「国基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されたものである。

このたび、平成29年3月に国が行った「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定をふまえ、本市におけるいじめ未然防止に向けた取組の充実や、いじめの認知に対する共通認識の構築、初期段階からの組織的な対応の徹底など、より実効的ないじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対応」につなげるため、市基本方針を改定する。

平成30年3月 酒田市教育委員会

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 目的

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、市・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を解決することを目指して行わなければならない。

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないこと、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、人権侵害にあたる問題であることを十分理解させながら、いじめの防止、早期発見、いじめへの対応をより実効的なものとしていく必要がある。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

<いじめの態様>

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

（２）いじめについての認識

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。「友人の関係」であっても双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることがある。また、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」については、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。はじめは小さな「暴力を伴わないいじめ」であっても、気がつかれないままに深刻化し、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険をもたらすおそれがあることを理解する必要がある。

特に、いじめには多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが重要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せずに相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、双方や周囲の児童生徒の今後の成長につながるよう、校内組織において情報を共有し、家庭との連携も含めた適切な対応につなげる。その際、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。

さらに、いじめの解決について考える場合、加害・被害という二者関係だけでなく、子どもが所属する集団にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。具体的には、学級や部活動等において子どもたちの人間関係を丁寧に観察し、弱い立場の子どもがいないかを確認しながら、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする雰囲気や、「傍観者」としていじめを見て見ぬふりをしている状況がないか注意を払う必要がある。

3 関係者の責務や役割

(1) 酒田市、酒田市教育委員会の責務

「酒田市いじめ防止基本方針」に基づき学校におけるいじめの防止等のため、必要な対応を行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務

- ① 児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。「学校いじめ防止基本方針」（以下、学校基本方針）の策定により、いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与える。また、いじめの加害行為の抑止につなげるため、学校基本方針については、保護者、生徒及び地域に積極的に公開する。
- ② 学校においては、いじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という）を置く。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、未然防止・早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等のPDCAサイクルを推進する。
- ③ いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、解消のため組織的に迅速かつ適切な対応をする。組織的な対応により、特定の教職員による抱え込みを防ぎ、複数の目による状況の見立てが行われるようにする。
- ④ いじめを行った児童・生徒に対しては、教育的配慮の下、いじめに至った背景や心情などを理解するよう努め、再発防止と今後の成長に向けて家庭との連携を密にしながら、適切に指導することを基本とする。

<いじめの問題に対する教職員の基本認識>

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識をもつ。
- ② 「いじめの定義」の共通認識をしっかりとしておく。
※いじめは、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指し、児童生徒の被害性に着目して判断する。
- ③ 「いじめの態様」の共通認識をしっかりとしておく。

- ④ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

＜「いじめの解消」に係る判断基準の理解と共有＞

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、少なくとも次の2つの要件が（いずれも）満たされている必要がある。また、これらの要件がともに満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、市または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることをふまえ、学校の教職員は、当該のいじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校は、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童生徒の支援を継続するため、学校いじめ対策組織を中心に支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。また、解消していない事案については、県並びに市独自の調査を活用し、解決するまで追跡調査を行う。

(3) 保護者の責務

- ① 子どもの教育について第一義的責任を有し、子どもに規範意識を養うよう努める。
- ② 子どもがいじめられた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③ 子どもがいじめ行為を行っている（行っていた）ときには、自省につなげ、いじめ行為を行わないように指導する。
- ④ 学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

(4) 市民（地域住民）の役割

- ① 地域ぐるみで子どもを見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② いじめ等を発見した場合には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。

II いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 酒田市いじめ問題対策連絡協議会

市は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、条例により「酒田市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は、いじめの実態、未然防止、早期発見、適切な対応等、いじめ問題について協議を行う。

連絡協議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有するものから市長が委嘱する。

(2) 酒田市いじめ問題対応委員会

酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、同項における重大事態に係る事実関係を明確にするため、連絡協議会との円滑な連携のもと、教育委員会の附属機関として、条例により「酒田市いじめ問題対応委員会」（以下「対応委員会」という。）を設置する。対応委員会は、必要に応じて教育委員会の判断で、法第28条第1項に規定する学校での重大事態発生時における調査等について対応する。

対応委員会の委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本

とし、教育委員会が委嘱する。なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

(3) 酒田市いじめ重大事態再調査委員会

市は、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査結果の報告を受け、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、市の附属機関として、条例により「酒田市いじめ重大事態再調査委員会」(以下「再調査委員会」という。)を設置する。

再調査委員会の委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とし市長が委嘱する。なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

(4) 学校に置く「学校いじめ対策組織」

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

ここでは、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。そのため、学校いじめ防止基本方針や対応マニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。これらの情報共有は、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、管理職はリーダーシップをとって情報共有を行いやすい組織の整備や環境の醸成に取り組む必要がある。

なお、より実効的ないじめ問題の解決に資するため、この組織には、複数の教職員、配置されているスクールカウンセラー・教育相談員等をはじめ、学校評価に関わる委員(学校評議員等)、民生委員・児童委員など地域内の人材に参加を求める。

また、教育委員会との連携をもとに、可能な限り心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など、外部専門家等による組織への参加を求めていく。

2 いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめ防止のための教職員の資質・能力の向上

教育委員会は、教職員がいじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員研修の充実を図る。学級における児童生徒の人間関係の理解と改善のために教育相談事例研修会や、学級の状態を知るためのアンケート等を実施し、その結果の有効活用ができるよう研修を実施していく。また、カウンセラーや教育相談員等の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を充実する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。教職員の体罰については、暴力を容認するものであり、「強くたたく、蹴る等」の直接的なものと「長時間にわたる正座・起立等」の間接的なものとの別なく、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

(2) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校は、子どもたちが自分の「いのち」の大切さとともに他の人の「いのち」の大切さを認めることができるよう、発達段階に応じた取組を行う。そのために、心が通い合い、高め合う集団づくりに取り組むとともに、教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、「公益の心」の涵養を図る。

加えて、児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。さらに、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を取り入れる。

(3) 児童生徒の主体的な活動の推進

児童会・生徒会において、いじめの問題への取り組みや命の大切さを呼びかける活動を積極的に行っていく。また、児童生徒同士で悩みを聞き合う活動や相談箱等の設置など、児童生徒の主体的な活動を推進する。

各中学校は生徒会のリーダーが連携し、各校のいじめ防止の取組を情報交換し、生徒会の活動を活性化させていくようにする。

(4) 学校、家庭、地域、関係機関との連携

学校は、家庭、地域、関係機関と連携し「いのち」の教育を推進するとともに、子どもたちの自尊感情を高めるために、積極的に子どもたちの良さを認めていくことを大切にしていける。また、家庭教育において子どもたちの規範意識を養い、いじめは決して許されないことであるという意識を高められるように、地域、関係機関と連携し、保護者の啓発を行う。

連携にあたっては、各学校のホームページへの学校いじめ防止基本方針の掲載その他の方法を通じ、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるような手立てを講ずるとともに、その内容を入学時及び各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

また、教育委員会並びに学校は、「いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容であると認める場合」や、「児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき」には、警察署や児童相談所、医療機関、法務局等と早急かつ適切に連携を図る。

(5) 学校とPTAが連携したネットトラブルに対する取組の推進

学校は、PTAや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図るとともに、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。

具体的には、以下に挙げる内容を学校と家庭で共通理解することが重要である。

- 通信機器の所有はあくまで保護者であり、使用時間や用途を保護者の管理下に置く（購入時の約束として）
- 自分自身や友だちの個人情報（名前や連絡先、メールアドレスやLINEのID等）を第三者に対して安易に教えない
- 不適切な画像や動画は「撮らない・（送られてきたとしても）保存しない・発信しない」

また、青少年指導センター作成・配布のチラシ「ルールを守って親子でるんるんインターネット」等の活用を通じ、家庭のルールづくり等、保護者への啓発に努める。

※ その他、山形県いじめ防止基本方針（平成26年4月）の別冊資料「インターネット上のいじめへの対応について」に基づき、

便利さ以上に、トラブルにつながる危険性が大きいことを強調しながら、発達段階に応じたトラブル防止の指導・注意喚起を、法的な部分（名誉毀損、侮辱罪）も含め、継続的に行っていく。

（6）教育的諸課題から配慮が必要な児童生徒への対応

学校は、特に配慮が必要と思われる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性をふまえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

① 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見をふまえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を図る場の設定も考慮していく。

② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童・生徒

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進すると共に、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

当該児童生徒に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が当該児童生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該児童生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、

周囲の児童生徒が当該児童生徒に対する興味関心を持つ姿勢につながり、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

③ 性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的志向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から児童生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例「性同一性障害や性的志向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

④ 被災児童生徒

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

（7）学校における取組状況の点検（定期・随時）と評価

教育委員会は、管理下の各学校が、学校評価や教員評価においていじめ問題を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

① 学校評価の目的をふまえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

また、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況をふまえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を学校評価の評価項目に位置付けることを通じて、評価結果をその後の改善につなげられるようにする。

- ② 学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめに対する取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかった事案の検証、必要に応じた計画や対応マニュアルの見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。
- ③ 教員評価において、いじめ問題に対する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱う場合は、下記の点に留意する。
- 日頃からの児童生徒理解に基づく未然防止や早期発見のための取組を基本とし、いじめが発生した際には、問題を隠さず迅速かつ適切な対応や組織的な取組につなげているかどうかを評価すること
 - 各学級の実態に基づく課題をふまえて、その改善に取り組んでいるかどうかを評価すること

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 教育相談体制の充実

教育委員会は、教育相談室に相談専門員を配置し、児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員が、来室相談や電話相談など、いじめに係る相談をしやすい体制の充実を図る。また、教育相談事例研修会にスクールカウンセラーや相談専門員を派遣し、各校の実情に応じた指導・助言を行う。

(2) いじめ発見のための定期的な調査

学校は、いじめを早期に発見するため、小中学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査を実施する。

教育委員会は、その結果をふまえ学校への支援を行う。

(3) 地域や家庭との連携促進

学校は、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、P T Aや地域の関係団体との連携を図り、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

具体的には、校内のいじめに関する状況等の情報を定期的に家庭や地域に知らせていくことに加え、県教育委員会が提供している「家庭用チェックリスト」や「いじめに関する保護者アンケート」等を活用し、家庭と連携して児童生徒を見守ることができる、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

(4) 相談窓口の周知

学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者、地域住民が、いじめ等について相談したり情報を寄せたりすることのできる各種相談窓口の周知に努める。

4 いじめへの対応

(1) 学校への指導・助言

学校は、いじめを認知した場合、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、加害児童生徒から事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するために必要な対応を行う。

教育委員会は、学校が教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと、迅速かつ適切な対応が行われるよう指導・助言する。また、教育委員会の支援が必要ないじめが発生した場合には、指導主事等の派遣による支援及び必要な調査等を行い、いじめの解消に向けた対応を行う。

(2) 県教育委員会、警察等関係機関との連携・相談

教育委員会は重大事態が発生した場合など対応が必要な場合は、早期に県教育委員会に報告・相談を行い、適切な指導を行う。

いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

また、学校や教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることができない場合には、学校と教育委員会による協議と検討をふまえ、警察・児童相談所・医療機関・法務局等と適切に連携を図る。

5 重大事態への対応

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）に基づく。

<重大事態への対処における基本的な姿勢>

○いじめがあったのではないかとという姿勢で事実に向き合う。

- 児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童生徒及び保護者に十分に説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑いが生じた」段階で調査を開始しなければならない。

たとえ、いじめられた児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会及び学校は、可能な限り自らの対応をふり返り、検証することが必要となる。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性があるためである。したがって、いじめられた児童生徒・保護者が望まないことを理由として、決して自らの対応を検証することを怠ってはならない。

また、重大事態の調査は、いじめられた児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、教育委員会及び学校は、いじめられた児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を検討・工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認める時。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要

因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合はこの限りではない。児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握して対応する必要がある。

＜不登校重大事態に該当するか否かの判断と対応＞

※「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に基づく。

不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が30日（目安）に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報の収集と整理、事案の検討等の対応を行う。

具体的には以下のような対応が考えられる。

- すでに実施した「いじめ発見調査アンケート」の確認
 - 定期・随時の教育相談における指導記録の確認
 - 面談や連絡等を通じた、本人及び保護者からの聞き取り
 - いじめの事実確認のための、関係児童生徒からの聞き取り
 - 学校いじめ対策組織を中心とした、情報の共有と事案の検討
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ④その他、上記①～③の事案以外であっても教育委員会並びに各学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

（2）教育委員会又は学校による調査

①重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態を市長に報告する。

(イ) 調査の趣旨と調査組織

重大事態の調査は、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合とが考えられる。従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、教育委員会附属機関の酒田市いじめ問題対応委員会によって調査を行う。なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(ウ) 実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。また、調査や再発防止にあたっては、国基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、重大事態の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

(a) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や

教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを再優先とした調査実施が必要である（例えば、質問紙の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

(b) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査のあり方について十分協議したうえで調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがある

ることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱いや調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意をしておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、総合的に分析を行うよう努める。その際、客観的な事実関係の調査を進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

（エ） その他の留意事項

法第23条第2項において、学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされており、その措置を行った結果、重大事態であると判明した場合も想定されるが、実態把握のみで重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態

に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

また、事態の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携のうえ、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止の措置や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

加えて、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

②調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供

教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供するものとする。

(イ) 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会より市長に報告する。

なお、調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見を文書の形で報告書に添えて、市長に提出するものとする。

<留意点：調査方針の説明と経過報告、調査結果の説明と公表>

※「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文

部科学省)に基づく。

【説明事項】

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

① 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

② 調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明する。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明する。説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、教育委員会及び学校は調整を行う。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、用途を示す。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明する。

④ 調査事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）・調査対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）を、どのような対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明する。

その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取る。

- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）
重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明する。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映する。
- ⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）
- 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行う。
 - 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、酒田市個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておく。
- 調査の実施に当たっては、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見を適切に聞き取る。

【記録の保存】

調査により把握した情報の記録は、酒田市文書管理規程等に基づき、適切に保存すること。個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、5年間の保存とする。

【調査実施中の経過報告】

教育委員会及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

【調査結果の説明】

- 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施する。
- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。その後、教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

- 教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気づかせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

【個人情報保護】

調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、酒田市情報公開条例等に照らして適切に判断する。

教育委員会及び学校として、「市の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①酒田市いじめ重大事態再調査委員会

法第28条第1項による調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者により構成される、再調査委員会により調査を行う。

再調査委員会は、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえた調査方法等を決定の上、適切に調査を行うものとする。

また、市長は、再調査委員会による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

②再調査結果を踏まえた措置

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための措置を講ずる。